

令和3年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（2日目）

子供を見守るためのデータ連携

令和3年11月9日（火）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：湯下行政改革推進本部事務局次長

牧島行政改革担当大臣

小林行政改革担当副大臣

山田行政改革担当大臣政務官

参考人：藤迫稔参考人、宮田裕章参考人

評価者：高島宗一郎評価者（取りまとめ）、赤井伸郎評価者、大屋雄裕評価者、
亀井善太郎評価者、鈴木亘評価者

府省等：内閣府、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
財務省

○湯下次長 それでは、秋のレビュー2021「子供を見守るためのデータ連携」をスタート
させていただきます。

司会進行させていただきます、行革事務局の湯下でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

まず主催者側の紹介をさせていただきます。

牧島かれん行政改革担当大臣。

小林史明行政改革担当副大臣。

山田太郎行政改革担当大臣政務官。

代表いたしまして、大臣より挨拶をお願いいたします。

○牧島行政改革担当大臣 評価者の先生方、また、参考人をはじめ御協力をいただいで
いる皆様、各府省庁の皆様にも心から感謝を申し上げます。

私たち、2日目を迎えました秋のレビュー、繰り返しになりますが、今年の秋のレビ
ューはこれまでとはしつらえを変更させていただいております。新型コロナウイルス感染症
という、歴史上まれに見る危機に向き合ったからこそ見えてくる教訓をどのように組織上
又は行政の在り方として私たちが考え直していくのか、再構築していくのかという観点
で議論をさせていただいております。よって、予算の精査や無駄の削除という、これまでの
秋のレビューとは異なるものになりますが、アプローチとしては誰が悪かったといったこ
とをあぶり出そうとするものではありませんということも、繰り返し申し上げさせてい
ただいております。むしろもっとこうすれば良かった、もっとこうできるはずだといっ
たような、前向きで建設的な御議論をこれまでも有識者の皆様からはいただいで
おりますし、このテーマでも引き続き御議論をいただきたいとお願いを申し上げます。

私たちは、国民の命、生活を守るという大きな使命に向かって、行政の在り方や行政の
手続、更にはサービスの在り方を見直しておりますが、これから伺いますこの議論とい
うのは、子供という一つの視点に立って、子供から見たときにどのような形になっ
ているの

かということを検討していきたいと思っています。

「子供を見守るためのデータ連携」というテーマになります。子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいとされています。支援が必要な子供を的確に把握するために必要なデータはどこにあるのか、それをどのように収集するのか、連携をするのかといったことが必要だろうと思います。そうした子供を見守るデータベースの構築、データ連携を通じて、潜在的に支援が必要な子供たちを救う取組を推進していきたいと考えておりますので、是非評価者の皆様方の御意見をお聞かせいただければと存じます。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

議論を始める前に、続きまして、評価者の御紹介をさせていただきます。

まず取りまとめをお願いいたします、高島宗一郎福岡市長。

続きまして、「あいうえお」順でございますが、赤井伸郎大阪大学国際公共政策研究科教授。

大屋雄裕慶應義塾大学法学部教授。

亀井善太郎PHP総研主席研究員、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授。

鈴木亘学習院大学経済学部教授。

また、本テーマには、参考人の方にも御参加いただいております。

藤迫稔箕面市教育委員会教育長。オンラインで参加いただいております。

宮田裕章慶應義塾大学医学部教授。

また、出席省庁といたしましては、内閣府、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、多岐にわたる省庁の方に出席いただいております。ありがとうございます。

それでは、行政改革事務局より、まず論点につきまして説明いたします。

○事務局 行革事務局の資料を御覧ください。

初めに、問題意識・背景についてです。

令和元年11月の閣議決定、子供の貧困対策に関する大綱におきまして、子供の状況に関する情報を活用して支援を要する子供を広く把握し、効果的な支援につなげていくことが求められております。

また、令和2年の秋のレビュー、子供の貧困・シングルペアレンツ問題の取りまとめにおきましては、各種の支援を必要とする人に積極的にアプローチするため、プッシュ型の支援を可能とする必要。そのために、デジタルデータの特性を生かしたデータベースに関わる共通インフラを構築することを検討すべきとされているところです。

こうしたことから、現在、内閣府におきまして、貧困状態の子供の支援のための教育・

福祉等データ・ベースの在り方につきまして、検討が進められている状況です。

また、厚労省におきましては、重篤な児童虐待の事案の発生を受けまして、令和3年4月から要保護児童が行方不明になった場合や転居した場合に、児童相談所の間で情報共有を行うためのシステムの運用が開始されております。

このような中で、支援を必要とする人を把握するために必要となる情報は何か、どのようなデータとの連携を図っていくべきか、効率的なシステム整備の在り方やプッシュ型支援を実施するための課題等について御議論いただきたいと考えております。

次のページは、主な論点でございます。

貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ・ベースの構築に向けて、ボトルネックとなっていることは何か。

同様の取組を進めている地方自治体はどのように課題を克服しているのか。

地方自治体が導入・利用しやすい形でデータベースの整備を支援するためにはどうすれば良いか。

そのほか、速やかな給付を実現するために、公的給付支給等口座をどのように活用していくか。

社会的な課題の解決に向けてデータの連携・活用を図ろうとする取組について、デジタル庁に期待される役割は何かなどを論点として御議論いただきたいと考えております。

この後、関係府省から御説明をいただきますが、初めに内閣府から指摘事項にありました貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ・ベースに係る検討状況についての御説明、次に厚労省から児童虐待問題の対応として、先ほど触れました要保護児童等に関する情報共有システムについての御説明、次にデジタル庁からデータベースを運用する立場になることが想定されます、地方自治体におけるシステムの標準化の取組を御説明いただきまして、最後に先進的な取組を進められている箕面市から、これまでの取組を通じた御知見などについて御説明をいただきます。

時間が限られておりますので、その他の関連する取組につきましては、冒頭の御説明は省略させていただきますが、資料を席上に準備しております。関係府省庁におかれては、質疑の流れの中で、必要に応じて御説明をお願いいたします。

行革事務局からは以上です。

○湯下次長 それでは、関係省庁から説明をお願いいたします。簡潔にお願いします。まずは内閣府よりよろしく願いいたします。

○内閣府 内閣府でございます。

貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ・ベースにつきまして、現在検討しておりますので、その検討状況について御説明いたします。

資料の1ページ目を御覧ください。研究会ということで、今、開いておるものでござい

まして、目的としましては、貧困状態にある子供を広く把握する。②にありますように、プッシュ型で地域にある支援につなげる。それを目的にしまして、福祉、教育等の情報の入ったデータベースのフォーマットのひな形を今年度中につくることを目的にして、現在、調査研究を実施しているところでございます。

次のページを御覧ください。お集まりいただいている構成員のメンバー表になりますが、有識者は研究者の先生ですが、教育、福祉の専門の方、あと、地方公共団体につきましては、積極的に取り組んでおられる自治体、県、政令市、市、町、基本的には福祉、教育それぞれの部局から御参画いただくような形にしております。

さらに、学校関係者ということで、校長会の代表、あるいは有識者の方に御参画いただいております。

役所は、厚労省、文科省が参加しておりますが、更にデジタル庁、内閣官房の子供政策担当にも、今後、御参加いただくということで考えております。

検討状況につきまして、次のページから御説明いたします。検討状況でございますが、これまでの議論の状況でございます。本年の4月から研究会を始めております。

その中で、先進的な取組としまして、ヒアリングも幾つかしております、本日もお越しの箕面市さんからもお話を聞いております。先ほどのレビューでもありましたが、教育委員会への児童福祉、保健福祉等の組織の一元化、あと、個人情報保護条例の改正、民間テストの活用、それによって子供の状況を把握して、支援対象者の把握、あとは支援も行っているといったお話を伺っております。

また、大阪府立大学の山野先生からは、幾つかの自治体で取り組まれている学校を中心とした取組、具体的には子供の福祉、教育に関するデータを確認した上で、支援対象者を把握して、具体的な支援につなげるといったお話を伺っております。

その他、都立大の阿部教授からは、子供の貧困に関する様々なデータについてお話を伺ったりといったことをしております。

さらに、データベースに盛り込む項目の検討に当たって、自治体で容易に把握ができるといった観点も後ほど出てくるのですが、それとの関係もございまして、自治体において子供の貧困対策に関する個人情報の保有状況について、どのように調べるのかといったことも研究会で御議論いただきまして、現在、こちらは集計しているところでございます。

データベースの対象範囲についての議論もしております。義務教育を対象の中心にするのかなど、議論をしているということでございます。

次ですが、データベースに入れる項目についての議論ということで、家庭の経済状況、あるいは教育・生活等の状況等についても議論しております。

今後の予定としましては、データベースに入れる項目について議論していく。さらに、支援の必要性の判定方法、データベースをどのように活用していくのか、支援対象者をどう考えるのかとか、あるいはどのように支援につなぐのかというのが、今後検討していくべき論点です。

あと、個人情報の在り方等についても議論しまして、年度内にはデータベースのフォーマット、報告書をまとめていくということで考えているところでございます。

下でございますが、データベースに盛り込む項目との関係で、大きく二つの視点で御議論いただいているということでございまして、子供の貧困と相関関係のある項目は何だろうか。もう一つ、自治体、学校現場で容易に実態を把握できる項目。負担を考えると容易に把握できるということが必要なのではないかという、大きな二つの視点で議論いただいているところでございます。

4 ページ目を御覧いただければと思います。具体的にどういうデータ項目について、今、候補として議論しているのかというのは後のページですが、現時点の議論の中で、項目の検討に当たっての課題ということで、いろいろとお話があったものを少しまとめております。

一つ目のポツにありますように、自治体の現場に活用していただくためには、負担感に配慮する。あと、メリットを説明して、御理解いただくことが必要だろうというお話であります。

自治体ごとに個別業務で管理する項目形式、紙であったりする場合もまだありますし、あるいはシステム化など、様々である。あと、データの評価にも関連するのですが、客観性も必要ですが、一方で、担当職員の主観的判断、主観的評価も必要なのではないかといたったこともあります。

三つ目、福祉に関しては、例えば生保とか、児扶手とか、制度的に利用の有無の把握が可能なのがあるのに対して、教育のほうは一律で把握できる。そういった情報が不足しているのではないか、どう把握するのかといったものがあつたりします。

次は指導要録、学校でつけているものですが、非常に機微に触れるもの、そういった内容の共有はできるのだろうかとか、あるいは成績やメンタル、個人の資質を自治体内部で共有することはどうなのだろうかということもございます。

次ですが、プッシュ型の支援が目的ということで、実際、現場を担っている職員の意思を尊重する。現場の判断をサポートするツールとして位置づけて、データ至上主義に陥らないことが必要なのではないかといたった話もございます。

次は働き方改革という中で、現場の仕事を増やさないという視点も必要なのではないか。特に教育現場では先生の頭の中だけに入っている情報もあつたりする。あとは、電子化されていないので、標準化、電子化とか、そういった支援も必要なのではないか。

最後のところは、教育情報の把握のために民間テストの利用ということもあるのですが、一定のコストがかかるということも留意が必要なのではないか。そういったお話も出ているところでございます。

5 ページ目を御覧いただければと思います。これはあくまで議論中の候補の項目の例でございまして、カテゴリーとして、今、家庭の経済状況、学校生活の状況、あるいは家庭生活の状況等という形で、ここに掲げられた項目を、今、議論しているところでござい

す。

次のページを御覧いただければと思います。スケジュールでございますが、一番上のところがデータベースの内容のフォーマットでございます。現在、令和3年ということで、研究会を行いまして、データベースのフォーマットのひな形の作成を年度内に予定していきまして、その中で、支援の方法、あるいは個人情報の共有の在り方も議論していくということで考えております。

令和4年度につきましては、今、概算要求中ではありますが、データベースのフォーマットを実際に幾つかの自治体で使ってもらって実証する。その上で必要な修正をして、令和5年度、全国に広められればということで考えております。

その下ですが、自治体業務システムとデータベースとの連携ということでございますが、自治体業務システムとの関係では、今後、福祉分野での標準仕様も決まってくると思います。したがって、厚労省、文科省、デジタル庁とも相談しながら、自治体業務システムからデータベースに入力するデータを抽出するプログラム、そういったことについても相談していききたいと考えております。

一番下のところでございますが、個人情報につきましては、先ほどのレビューでもいろいろと御議論がありましたが、今後、文科省、厚労省、個人情報保護委員会とも連携・相談しながら、個人情報の保護、個人情報の共有に関する自治体への通知も検討していききたいと考えております。

その後の2枚は御参考までですが、大阪府立大の山野先生がお取り組みになっている資料でございます。

左下にあるクリーニングシートは、データベースに当たるようなものでございますが、それに基づいて支援対象者をスクリーニング会議という形で調べたり、あとは、具体的な支援を校内チームで決めていく、そういった取組でございます。御参考までにお付けしております。

以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省より簡潔に御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省虐待防止対策推進室長の羽野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

要保護児童等に関する情報共有システムについてという資料を御覧いただければと思います。

2ページでございますが、背景・目的の一つ目のところでございます。近年発生いたしました重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引継ぎでありますとか、児童相談所と市町村の情報共有、児童相談所というのは、基本的に都道府県、政令市

などに置かれてまして、ここは子供を親から一時的に保護するとか、離して保護するとか、そういうことをやる一方で、市町村は見守りをするというのが基本的な役割分担ですが、その情報共有が不十分であったということが課題として挙げられてございます。

「このため」というところでございますが、例えば児童とか、家族が行方不明となった場合とか、転居した場合に、児童相談所間、児童相談所と市区町村間で情報共有をするシステムが必要だと考えまして、令和3年の4月から運用を開始しているところでございます。

4月からデータを入れ始めまして、三つ目のポツのところでございますが、本年9月1日から全国の児童相談所においてこのシステムを活用して、情報の共有を開始している状況でございます。

事業イメージでございますが、真ん中の※のところに書いておりますが、LGWANを使って、つまり自治体の行政専用のネットワークを介して、このシステムは構築してございます。

右下の辺りに主な機能がございまして、主に三つございまして。

一つは児童記録票の登録。児童記録票というのは、ケース記録のようなものをイメージしていただければいいと思っております。

2点目は相互閲覧ということで、児相と所管の市町村間でお互いにそれぞれの児童記録票が閲覧できるようにするという機能です。

3点目は、先ほども申し上げました、行方不明とか、転居などがあった場合、自治体間の共有を主な機能としてございます。

3ページを御覧いただければと思います。具体的にどういう感じで、これまでとこれからが変わっているのかということをお説明申し上げます。

1点目は、虐待の関係で通告を受けた場合の対応です。①通告受理というところでございますけれども、左側、これまでは住所地の市町村に児相から確認をして、過去の対応履歴などを電話で確認するというをやっておりました。右側、このシステムを使ってどう変わるかといいますと、過去の対応歴の有無についてはシステムで検索が可能になる。これによって、夜間・休日も含めて対応が可能になるということでもありますとか、市町村が登録している情報をシステム上で見ることができるということでございます。

2点目はケースの進行管理でございますが、要保護児童対策地域協議会という会議体がございましてけれども、そこで児相と市町村、関係者の間で定期的に情報共有をしているのですが、各ケースの状況というのは、そういう会議で基本的に確認しているところでございますが、右側のところでございますけれども、その仕組みに加えまして、常時このシステム上で相互閲覧ができるようになるということでございます。

3点目でございますが、転出、行方不明になった場合は、電話や文書の郵送でありますとか、全国の児童相談所にファックスで送るとか、そういったことをしておったわけですが、このシステムを使えば、システムによって情報を送ることができるとか、行方不明になった場合も、情報を全国の児相のシステム上で表示できるようになるということ

でございます。

これによりまして、一番右のところでございますが、要保護児童の早期発見でありますとか、早期対応ができるようになっていないかと考えてございます。

左下、整備状況のところでございます。児童相談所は全242か所でございます。あとは、全都道府県、全市区町村、全てのところで整備は完了しております。

その下、児童記録票登録件数ですが、大体8万件でございます。

それから、転居及び行方不明情報です。先ほど③のところ、こういうふうに出すと申し上げましたが、この件数が9月からの運用ですけれども、398件でございます。

8万件とか、398件が、今、動いているケースの全体なのか、果たして全体の何割なのかというのはなかなか検証が難しいのですけれども、登録し切れていない現場もあるやに聞いております。

右側に整備促進の取組を書かせていただいておりますけれども、これまで児童相談所でありますとか、市区町村向けの説明会もやってまいりましたが、整備が終わった後も引き続き説明会、研修会をやりまして、周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

続きまして、デジタル庁からよろしく願いいたします。

○デジタル庁 デジタル庁の参事官をやっております、浦上と申します。

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について御説明いたします。

1 ページ目を御覧いただければと思います。地方公共団体の基幹業務システムでございますけれども、例えば皆様が市役所の窓口に行くと、市役所の方が働かれておりますが、その裏側、バックヤードにあるシステムで、市役所の職員の業務を助けているシステムでございます。

ビジーな資料で申し訳ないのですが、具体的にどんな業務かというのは、上の真ん中辺に点線で囲わせていただいております。市の中で誰が住民なのかということや管理している住民基本台帳とか、また、税の関係、選挙の関係、それらと連携している様々な福祉関係の業務、就学の関係ということで、20業務というところが基幹業務システムと言われたときの対象業務になります。これがこれまで1,700団体ばらばらだったということなので、統一・標準化をしていこうという試みでございます。

具体的にどの辺をまず統一するのかということですが、右の下のポンチ絵を見ていただければと思いますが、サーバー等のインフラの部分、基盤の部分、こちらをデジタル庁が提供するガバメントクラウドを活用していただけて統一していく。

その上に乗っていくアプリケーションについては、競争領域ということで、各アプリケーション開発ベンダーが開発をしていくわけですけれども、ばらばらに開発するのではなく

て、標準仕様書に基づいて、それに準拠したシステムをつくっていただいて、それを自治体の方々が選ぶという形で進めていこうということでございます。

2 ページ目を御覧いただければと思いますが、スケジュールでございます。かなり大がかりなプロジェクトでございます、令和7年度末までに標準仕様書に適合した基幹業務システムに移行することを目標にしておりまして、そのために標準仕様書を各制度の所管府省を中心に、デジタル庁も一生懸命お手伝いをしておりますが、策定する必要がありまして、真ん中辺り、令和4年の夏頃に標準仕様書が出来上がっていくということでございますので、本格的に移行していくのは、令和5年度、令和6年度、令和7年度という形になってございます。

令和4年の夏に出来上がっていく標準仕様書はどんなものなのかというのが、3 ページ目でございます。3 ページ目をお願いしたいと思います。まずどういった仕事をされているのかというところ、業務フローを国際的な標準であるBPMNで記載して、人が行う作業とシステムが行う作業等を仕分けして、システムが行う作業について、どんな機能が必要なのかということ標準仕様書に書いていただいております。

そのイメージは、4 ページ目に書いてありますとおりでございます。こんなイメージでつくっておりますということでございます。

それに基づいて、こんな機能が必要だということが出てくると、5 ページ目を開いていただければと思いますが、その機能を実現するために必要なデータが出てまいりますので、デジタル庁と総務省と協力しながらデータ要件を定めていくことになってございます。

データ要件、各業務システムがどんなデータを持たなければいけないのかということちゃんと規定するということと、それぞれの業務システム間でどういう連携をしなければいけないのかという連携要件を規定しますし、また、基幹業務の外にあるもの、マイナポータルも然りですが、それぞれ外部システムがありますので、それとどう接合できるのかということも、当然外部システム側の要求もありますので、それとすり合わせながら調整し、標準仕様書に書いていくということになってございます。ですので、今回、仮にデータベース、きちんと制度設計をして、こんなデータが必要だということがあれば、それに対して基幹業務側がどういうふうに出すのかというのは、標準仕様書において規定していくことになるかと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

続きまして、参考人の箕面市からよろしく願いいたします。

○箕面市 箕面市教育委員会の松澤と申します。よろしく願いいたします。

御紹介の子ども成長見守りシステムの前に、まず本市での子供の貧困対策を御紹介します。

資料に移っていただいて、最初のページになりますが、箕面市では子供の貧困対策において貧困が連鎖しているという問題意識を持って取り組み始めました。福祉的な手当や対処療法的なアプローチでは、貧困の連鎖を解消するには効果がないのではないかという問題意識からスタートしております。

箕面市について紹介いたしますと、大阪府の北部に位置し、人口は約13万8000人です。

学校数は小学校12校、中学校6校、施設一体型の小中一貫校2校の20校で、児童生徒数は約1万2600人で、18歳未満は約2万7000人という自治体です。

次のページに参りますが、本市の貧困対策ですが、貧困の連鎖の解消を目指す取組として、18歳未満の約2万7000人のうち、何らかの環境因子を持っているなら、今、問題がなくても、0歳から社会に出るまでずっと見守り続ける、そういった取組が必要だと考えました。それを可能とするために、子ども成長見守りシステムの構築に取り組みました。このページは、構想段階におけるシステムのイメージ図となっております。

市役所には、例えば生活保護、児童扶養手当など、家庭の状況を把握している担当もあれば、学校現場のように子供の様子を把握しているところもあり、多くの個人情報が存在しています。これらの情報は子供をキーとして集約して把握でき、その状況の変化も把握、追跡できるようにデータベース化しました。

次のページになりますが、これが実際の子ども成長見守りシステムの画面のサンプルです。このような形で1人の子供について様々なデータが存在しています。一番下に見えておりますが、非認知能力として、この後に例えば意欲とか、自制心、人とのつながり等の項目が続きます。ほかには、子供への支援制度の利用状況も把握しております。

次のページですが、このように様々な要素がございますが、システムで判定をし、特に支援が必要な子供たちを抽出しています。判定は年に二度実施し、システムで可視化した結果を各学校の会議で共有することで、支援の必要な子供の早期発見と早期に必要な支援につなげるよう努めています。

次のページです。次に子ども成長見守りシステムの成果についてです。4点ございます。

一つ目は、客観的なデータによって子供の様子や変化を可視化し、把握した情報を組織的に引き継げるようになったことです。ある中学校の教員からは、小学校時代の様子がよく分かる。その子供を理解するのに有効に活用でき、子供へのアプローチへのヒントが見いだせるという意見をもらっています。

二つ目は、学校の気付きにデータで応えることができます。これも中学校からですが、小学校からは特に引継ぎがなかった子が、何かを抱えているように思えるという生徒がいたそうですが、システムの判定が良くない結果で、声をかけてもらおうと、家庭が大変な状況であることが分かり、早期に支援につないだという例がございました。

三つ目は、支援の抜けや漏れを発見できたことです。これも一例にすぎませんが、就学援助の受給資格があるのに、受給していないような場合もシステムで発見ができました。家庭にアプローチすると、その保護者は事務手続が苦手であることが分かり、手続のサポ

ートをして就学援助につなげました。

四つ目は、学校現場では完全にノーマークの支援を必要とする子供を発見できました。データから考え、その子供の支援ポイントを共有し、学校で気を付けて様子を見て、声かけをするなどし、その状況を学校から教育委員会にフィードバックしてもらい、支援の必要性やその内容を検討しています。

次のページになりますが、最後に、今、私どもが実施している中での課題ですが、2点ございます。先ほども少しお話が出ておりましたし、これは国とか、都道府県にもお願いしたいこととございますが、一つは、高等学校との情報共有の仕組みの構築です。中学校までは義務教育で市で情報を捕捉できていますが、高校へ行くと、その後、卒業まで市では把握できなくなっています。ここは社会に出ていく直前の大事なところであると認識していますので、市で18歳までの情報を捕捉して支援したいと考えています。それができる仕組みを是非作っていただきたいです。

次に、難しいとは思いますが、義務教育の前の年齢の子供の支援がとても大事ですので、幼児期の非認知能力等の研究と効果的な支援について確立していただきたいと思います。これは市町村レベルでは限界があることだと思っております。

箕面市からの御説明は以上でございます。ありがとうございます。

○湯下次長 どうもありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。ここからは論点ごとに議論していきます。

まず最初の論点でございますが、貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ・ベースの構築に向けて、どのような取組に着手しているのか。これまでの取組で判明したことは何か。ボトルネックは何かという議論でございます。

この議論につきまして、どなたか御意見等がありますでしょうか。特になければ、市長からよろしく願いいたします。

○高島評価者 全体的な部分で感想を言わせていただきたいと思いますが、前半に引き続き子供の貧困というところなのですが、特にデータ連携という切り口から今回お話をしたいと思っておりますし、また、デジタル臨調の話について、今日、大臣から会見もございましたけれども、こうしたデジタルを使って国民の利便をどうよくしていくか、また、国と地方の役割、関係をどうしていくかという大きな分岐点に来ていると思っておりますので、皆さんと御議論できればと思います。

資料が一つありますので、映していただきたいと思うのですが、まず教育と福祉の分断についてですが、これは地方においても課題であるわけです。資料は1枚ペーパーがあると思っております。ありがとうございます。

困窮している親やその子供が助けてと言うことができなくても、データを活用してプッシュ型で支援の手が届く、これこそぬくもりのある行政の目指すところであります。

データ連携には、縦、つまり国と自治体間、横、省庁間とか、自治体の間にも様々な壁が存在するのですが、子供の貧困などで成功事例をしっかりと作っていくことで、これらの壁を乗り越える推進力にもなり得ると思っております。

データ連携を進めるために、国や省庁の皆様にも考慮いただきたい三つのことあるのですが、何といたっても国民目線が極めて重要だと思っております。例えばコロナ禍において、全国一律で迅速に実施すべき施策であっても、国がデータを持っていないということで、自治体を通じて行う必要があつて、相当な費用と時間のロスが生じました。また、国民にも手間を取らせてしまったわけです。最も効率的に支援できる主体がデータを用いてプッシュ型で支援を行うという発想を持っていただきたい。

二つ目ですが、個人情報の取扱いが法律で一元化されるわけですが、法令の解釈を明確化していただいて、データ連携の可否、連携する情報の範囲を自治体ごとに委ねるといったような、自治体の実情に応じた運用は極めて小さくしていただきたい。個人情報保護委員会と関係省庁が連携をして、関係法令の解釈とか、運用基準を明確にしていきたい。これはデータの分析とか、もしくは赤信号になる前、黄色から対応できるということにもつながっていきますので、是非お願いしたいと思います。

三つ目、国民の実感も大変大事だと思います。メリットを国民が実感できるかどうかです。スマホのマイナンバーカード搭載というのは、とても小さなことのように見えるかもしれませんが、これはオンライン手続とか、プッシュ型支援を実現させて、国民に利便性の実感を一気に広げる絶好のチャンスでありますので、生体認証とか、もしくはユーザーも大変多いiPhoneへの対応ができないということはやはり失望させてしまうので、これも可及的速やかに取り組んでいただけることを期待します。

デジタルを進める上で、セキュリティー面は極めて重要ではありますが、完璧を求めるあまり、実現が遅れることがないようにしなければいけないと思っております。特にデジタル庁ができましたので、行政のデジタル化への推進力の発揮は大変期待をしております。単にアナログからの置き換えではなくて、蓄積されたデータが効果的に活用できることが重要ですので、デジタル庁のリーダーシップに期待をしております。

以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

なお、ただいまの御説明の中にありました、マイナンバーカードのスマホ搭載につきまして、デジタル庁から資料をお配りしております、お手元にあるかと思っております。

簡単に申し上げますと、オンラインによる高度な本人確認を可能とするマイナンバーカードの機能をスマホに掲載することにより、毎回カードをかざすことなく、スマホのみで手続等を行うことを可能にする。利用者の利便性向上を図るため、令和4年度内にAndroid端末の搭載を目指すものでございます。

続きまして、ほかの方から、これに関して議論等がありましたら、よろしくお願ひしま

す。

○亀井評価者 これをもう少し具体的にイメージしたいので、内閣府にお伺いしたいのですが、すけれども、現状、昨年の結論を踏まえて、具体的に連携のデータベースを作っていくところに着手していただいたことは、大いに評価をしたいと思います。

その上で、内閣府の資料の6ページを見ながら少しお話をさせていただきたいのですが、いろんなデータを取っていくということは何となく分かるし、一方で、先ほど箕面市さんの例を御紹介いただきましたけれども、箕面市さんは実際に回していらっしゃるわけです。そこで内閣府にお伺いしたいのは、実際にどういうふうに回すイメージなのかということと、それを教えていただきたいと思います。つまり誰がまず入力するのか、それは自動なのか、それとも人がやる場所があるのか。先ほどデジタル庁が地方自治体のシステムはこれからこうなるという中で、自動でやるものと人がやるものを仕分けするというお話がありましたけれども、まず誰がどう入力するのか。それから、誰がどう分析するのか。更にはそれを誰がどう使うのかということとです。

その中では、先ほど時間軸でいうと、箕面市さんは比較的これまでやってきたイベントで集めてきたものを統合して、基本的には人の手をあまり使わずに入力していて、それを統合して見ているということだと理解していますけれども、そういう中で、年に二度アラートを発しますという形で具体的におっしゃっていただいているのですが、今、内閣府で御検討されていて、これから年度末に向けて、来年度はやる人たちを募集しますみたいな話があるので、それなりの形は見えているのだと思うのですが、具体的などころをどんなふうにお考えなのか、共有いただければと思います。

○湯下次長 内閣府からよろしく申し上げます。

○内閣府 御指摘ありがとうございます。

誰が入力するかというのは、これからの議論ではあるのですが、学校関係であれば、恐らく学校の先生です。福祉関係であれば、福祉部局であります。一方で、自動入力もできるのであればということで考えておきまして、標準化された業務システムとの間であれば、自動的に入力されるといったものも、今後考えていくことがあろうかと思っております。

分析については、誰が支援の対象者かとか、そういった分析になろうかと思いますが、これも今後の議論なのですが、例えば先ほどの大阪府立大の山野先生であります。学校の中で先生方が福祉あるいは教育に関して子供に対する状況を見ながら、この人は支援の対象かもしれないといった上で、誰が支援するのか、つなげていくのかということと、専門家、スクールソーシャルワーカーなり、スクールカウンセラーなりが入って、外部の支援機関を含めてつなげていくといったことが一つとしてはあろうかと思いますが、その

辺もこれから議論することになっております。

以上でございます。

○亀井評価者 ありがとうございます。

これからの議論が随分多いというのが率直な感想ですけれども、項目候補を見ていても、かなりレベル感が違うのではないかと率直に思います。これはデイリーベースで把握していくものと、そうではなくて、もう少しまとまって把握していくところで、これはある種の割り切りがないと、これが何のためのシステムであるのかというところは、全部が全部データベースで見えるわけではないので、ここはしっかり目的に合わせて、具体的な運用みたいところはそろそろきちんとイメージしていただいて、かつ共有をいただいたほうがいいと思いました。

さらには、先ほどニコニコ動画のコメントでもあったのですが、例えば学校が入力をする場合には、いじめの情報とか、あるいは子供の体に傷があるとか、例えば保育園とか、幼稚園などでは、初期の子供に対する危険を察知するみたいところは、保育士さんとか、幼稚園の先生が実際にやってらっしゃることはよく承知しているのですが、緊急を要するようなことについては、データベースをぐるぐる回している場合ではないわけです。そういうところも含めて、その役割分担はもう少ししっかり見てもらったほうがいいというのが一つです。

更に言うと、学校が入れる場合を考えると、学校がちゃんと入れてくれない場合が率直にあるような気がしていて、これまでの議論を見ていると、学校は負担がこれ以上増えるのは嫌だというのが、総論で見え隠れしているような感じもしていて、供給者のロジックに陥っていて、子供本位とか、家庭本位とか、当事者本位というところがやや抜けているような気がしますので、そこら辺は、学校が漏れたとしても、どういうセーフティーネットというか、別のネットがあるのかというところは、是非しっかり考えていただきたいと思います。

もう一点、ポイントとしてあるのは、先ほど厚労省に御説明をいただいたのですが、実際には児相が受皿になるので、厚労省がこういうシステムをつくと決めたら、実際に動いてくださる、かつ連携もできるところはよく見えるのですが、今回、内閣府さんが考えてらっしゃるシステムデータベースの場合は、地方自治体において誰が受皿になるのかということで、子供部局があるところはいいですけれども、教育委員会なのか、福祉部局なのか、どういう部局になるのかというところが、いま一つ見えてこないところもありまして、データベースは作ったけれどもということになりがちなので、ここもしっかり御検討いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○湯下次長 大屋先生、お願いします。

○大屋評価者 慶應義塾の大屋でございます。

御説明ありがとうございました。

子供は自分の状態に気付けなくて、声を上げられない対象なので、プッシュ型で支援を行うためには、やはりこちらが情報を把握しなければいけないというのが、去年の秋の行政事業レビューの問題意識だったと思います。

その中で、箕面市の方がおっしゃったように、縦の移動と私は言いましたけれども、年齢が加わることによって管轄が変わってしまって、情報が追えなくなる。もう一つは横の移動で、転居等で地域がまたがったことによって、情報が追えなくなるという問題がある。それらをトレースしていくために、国の責務として、総合的な情報把握が必要だということを申し上げたことに対して、きちんと対応していただけているように思いますので、その辺は大変ありがたいと思っております。

特に厚生労働省さんのデータベースについては、横移動の問題をきちんと解決していこうということで、非常に高く評価し得るものだと思っております、あとは現場で動いてくればと願うばかりだと思っております。

その上で申し上げるのですが、データベースと言っても、性質の違うものが混在しているということが、きちんと認識されているのかというところにやや疑念を覚えています。データ利活用を段階別で考えていきますと、まず最初に世の中にあるものをデータとしてため込んでいく過程があって、情報として世界の写し絵みたいなものを描き出すために、データコレクション、情報を集めてつくったデータベースがまずあるはずで、デジタル庁さんからお話もありましたけれども、これが自治体標準システムで構築されるものだと想定されます。

次にそれらのデータを分析することによって、例えば今回の例でいえば、要支援児童を特定するという作業をするためのデータベースがあるはずで、実際にやっている業務はデータマイニングと呼ばれるような、データごとの相関性を見て、一定の性質があることを推定する、プロファイリングするという作業になります。

最後にそれで要保護児童が特定されたというところから、漏れないように情報管理して、きちんと全員で対処していきましょうということを行うためのデータベースがあります。これは厚生労働省さんがつくられて、今、活用しようと言っているデータベースになります。

内閣府さんが計画しておられるデータベースは、この中の2段階目に当たるのですが、これをうまくやろうと思うと、二つのことに注意しなければいけないのです。

一つは、データ入力の手間をどれだけ減らすかということで、特に子供の場合、現場で人間的な観察というのは、もう先生方がやっておられるはずなのです。箕面市さんのケースも両方の読み方ができて、要保護児童です、注意しなければいけないですとシステムが計算して出したうち、4分の1から3分の1はノーマークでした。この人たちは漏れていたという意味と、3分の2とか、4分の3はやはり現場で気付いてたのですという読みが

できるわけです。現場でちゃんと見ている以上、相当数は既に把握されているので、システムを活用して捕まえるべきなのは、そこでノーマークだった残りの部分である。この人たちをつかまえるために、現場にこれ以上負担をかけてもしようがないわけで、自動で取ってこられて、基本的なデータベースに入っている情報を人間の手をできるだけ使わずに分析したら、これまで出ていなかったところが出ましたというのが一番おいしいところなのです。

その意味で、入力に手間をかけるようなものを使わないというのが一つの重要なポイントですし、もう一つ言うと、使いたいものは取っておいてくださいということを、最初のデータベースと整合性を合わせる形で整備しておかないといけない。つまり自治体標準データベース、標準システムのデータベースでもうその情報ありますということになっていないといけないということです。

もう一つ、プロファイリングというのは結局分からないので、確率の問題ですから、当たりと外れが出ます。特においしいのは、事前に予想できなかった相関が出てきたところなわけです。その意味で、今回の内閣府さんの御説明は、伝統的なデータベースシステム的设计手法に近接し過ぎている。つまり我々みたいな有識者を集めて、この人たちが既に知っていることを並べて、それを実現するシステムとしてばちっとつくったら、ばちっとできるでしょうという感じ的设计手法なのです。これは第一と第三のタイプのデータベース設計には適切なのでいいのですけれども、第二のところには全く向かないのです。

先ほども申し上げたとおり、我々が知らない結果が出てくるのがすごくおいしいところなので、ぐるぐる回してみても見つかったものをつかまえて改善していくとか、外れだったら外していくという、いわゆるアジャイルな開発方式が必須になってくる。私これを言いながら、お役所の調達システムとか、行動原理と大変相性が悪いというのは分かっているのですけれども、それをやらないといけないです。

その観点で言うと、プロトタイプをまず回しますというのはいいのですが、1回プロトタイプで回して、設計をやりますだけではなくて、継続的に開発・改善を進めていかなければいけないし、あと、現場で使ってみた結果、当たり外れの感覚はどうなのですか。このデータも欲しいとか、これは要らなかったというものないですかというところをつかまえて、データの分析の改善につなげていただかないといけないと思っています。

その意味で、データベースの性質を更に反映して、一旦走り始めた後の改善のシステムにまで、検討の幅を広げていただきたいと強く思いました。

私からは以上です。

○湯下次長 宮田先生、お願いします。

○宮田参考人 ありがとうございます。

今、大屋先生のおっしゃったこととすごく関連するのですけれども、まさに省庁間の連

携によって、例えば文科省のところに書かれている学校生活の状況など、項目例が6ページに挙がっているのですが、こういう項目は入力負担をかなり減らして取れる可能性が既にあるのです。

例えば先月からデジタル庁を通じてというのか、マイナンバーを通じて提供された一人一人の健診のデータだったり、あるいは薬をどう飲んでいるかというデータは、既に使える状況なのです。そうなってくると、これはいろんなところで言っているのですが、出生時体重で補正した成長曲線、体重とか、あるいはけががどういう頻度であるのか、こういった情報を活用して、コストをかけずにスクリーニングができる。

箕面市さんはそれと同じ方法ではないと思うのですが、こういった健診の情報を使いながらスクリーニングをかけているところもあるので、こういういわゆる横の連携、厚生労働省と文科省、いわゆる厚労省だけだとあまり意味がないというか、連携させることによって情報の価値を高めることができる。

例えばホームルームなどで何をやっているかといったときに、生徒本人がそこに直接入力するような、それもコストにはなるのですが、これを分散させながら、リアルタイムで情報を取ることも可能だろう。つまり既存の業務の中で、先生たちがマンパワーで取る情報だけではなくて、既にある情報をどう使うか、あるいはこれまでと違うアプローチの中で活用できる情報をどう使っていくか、こういうところも含めてソリューションをつくっていく必要があるだろう。

そのときにもう一つ考えなければいけないのは、これまでの枠組みで取っていないけれども、重要な情報ということです。箕面市さんが前の行政レビューのときにおっしゃったことにすごくつながるのですが、貧困という問題とか、それだけではなくて、虐待があるかもしれない、あるいは子供たちが幸せに生きることができるか、ウェルビーイングの状態です。

日本は身体的な健康は非常に高いけれども、精神健康は低いという子供たちのデータが出ていて、いろいろと異論はあると思うのですが、一番の理由は測っていないということです。測っていないものは改善していかないのです。もちろんウェルビーイングが高ければ、貧困があってもいいという話では全くないのですが、ただ、どういったときにどういう支援がより効果的なのかといったことも含めたアウトカム情報、子供たちが幸せに生きているのか、そういったところも含めてデータ分析、あるいは亀井さんが先ほどおっしゃったことにもつながるのですが、各学校あるいは自治体で行っている施策は、成果を出せているかどうかということを絶えず検証しながらデータをつないでいく、こういう仕組みを省庁横断で考えた上で、役割を整備していただいたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

鈴木先生、お願いします。

○鈴木評価者 内閣府の6ページ目の議論中の項目候補というのは大変重要な情報で、ここが議論の中心になるだろうという感じなのですが、これを見たときに二つ感想があって、一つは、限ってしまう必要はないのではないかと。つまりデータ探索というか、データマイニングのことを考えれば、このカテゴリーではなくて、関連性が想像できない情報があるわけなので、取れるものを全部入れておけばいいのにといい感じがします。

これは個人情報というか、家計単位、個人単位のものばかり取っているのですけれども、例えば地理情報みたいな感じで、町丁目の犯罪率とか、学校の成績とか、そういう地域情報みたいなものを併せて見てもいいわけなので、取れるものは全部入れておけばいいのというのが一つです。

もう一つは、結構付度が働いていて、自治体内で取れそうなものはあるのだけれども、自治体を越えたものはあえて入っていないというのがもう一つの感想で、例えばリスクのある子供などを特定するためには、家庭状況などを見るためには、例えばハロワの情報はすごく重要です。

それから、箕面市さんが言っていましたけど、税務署の情報が全く取れないという話もあって、こういうものも取らなければいけないわけなので、そういうものも初めから自治体で工夫しているところが、あえて取れないと言っているものは内閣府で拾うという姿勢が必要なのではないかといい感じがします。

それと、ガイドラインも御担当だと思いますが、ガイドラインで高島市長に重要な点を言っていたのですけれども、一つ漏れているのは、我々、使ってもいいという意味で、つまり自治体の中にある情報を使ってもいいとか、自治体間で共有してもいいというような、そういう姿勢でガイドラインというものを期待しているのですが、実際の組織文化というところできくと、出したくないという組織が相当出てくるはずなので、出さなければいけないというところまで、ガイドラインはいかなければいけない。

例えば先ほどのハロワは、データを絶対に出したがると思います。児相も出したがると思うし、税務署も出したがると思うし、教育委員会も出したがるかもしれないとか、いろんなことを考えると、データを出さなければいけないというところまでガイドラインは踏み込まないと、実用性があるデータベースはつくれないと思いますので、せっかく今ガイドラインを作っている途中だということで、使えるということではなくて、出して共有しなければいけないというところまで踏み込んでいただきたいという気がいたします。

以上でございます。

○湯下次長 山田政務官、お願いします。

○山田行政改革担当大臣政務官 この問題も幾つか論点を整理しないと、いろんな話が混ぜこぜになってしまっているという気がしています。

一つは、いわゆる子供の見守りという話と、いわゆる家庭の状況というのはちょっと違うと思っております、例えば虐待に遭っているとか、いじめに遭っているというのは子供の見守りになると思いますが、子供が貧困状態にあるというのは家庭の問題なのです。大人の問題なのです。だから、集めている情報も対処も全く違うので、共有したりできるデータベースはあるかもしれないのですが、そのデータを使って、どういうふうに政策的に問題を解決していくのかということをもう一度デザインしないと、データの渦というか、海の中に埋もれてしまうような気がしていると思っております、そういう意味では、アウトプットが重要です。

考えてみれば、例えば文科省さんも生徒指導提要进行を見直すということもあるのですが、そういうものも絶対につながってくるはずだと思うのです。そういうことをちゃんとセットにしてもらいたいと思っております。

もう一つ、探知といわゆる得られた結果を引き継いでいく管理では、共有するものもあるのだけれども、データの使い方が根本的に違うと思っております。どういうことかという、先ほどの見守りの話もあったのですが、これを見ると、通告受理からなのです。どちらかというと、通告されたものをその後の結果として引き継いでいくということと、虐待があるかもしれないということを探知するというのは、同じ虐待においても、時点が全く違うわけなのです。

箕面市さんのケースが極めて優れていると思ったのは、探知として、例えば気付いたとか、ノーマークだとか、抜け漏れがあったということで、次のアクションにつながるというものなのです。アクションは必ずしもデータだけにはよらないのですが、一方で、いわゆる取ったアクションを引き継いでいくことも必要なので、結果がまた次の気付きにもつながるのですが、ただ時点が違うので、その辺りをしっかり議論しないと、今、続けている見守りの通告受理以降の仕組みを幾らつくったところで、虐待は本当の意味でなくなるのか。正直、いわゆる探知のところはプアなのではないかと思えます。

文科省さんのものは、もちろんいじめの対策もしているのかもしれませんが、どちらかというと子供の見守りの仕組みなので、いわゆる家庭の貧困とか、そういう文脈とは違う。つまり今日話を聞いてみると、各府省さんがいろんなことを努力されて、デジタル化とか、データの話を話しているのだけれども、抜け漏れだらけというか、面として子供サイドから、あるいはその背景である家庭サイドから見た場合の俯瞰というか、そういうものが少し欠けているのではないかと思っております。これはレビュー会ですから、そういう整理もしっかりしていただければと思います。そのためにデジタル庁もつくったのだろうと言われると思いますので、我々のところでもいわゆるプロジェクトをつくって、各府省さんと一緒にやればとは思っていますが、その辺りの整理もレビュー会なので、お願いしたいと思っております。

○湯下次長 ありがとうございます。

それでは、赤井先生の御質問の後、各府省からお答えをいただければと思います。

○赤井評価者 今のところも重要なのですけれども、今のところと重なっているところもあるのですが、まとめになるかもしれません。データを取って、それを活用していくというのは、子供の見守りという点ではものすごく重要で、今おっしゃられたように子供が自発的に何かを発するというのはなかなか難しい中で、家庭、更に親御さん、両親の協力が得られないとデータも集められない。6ページの話がありましたけれども、データは既にあるのです。あるのですけれども、そのデータをリンクさせて活用していこうと思うと、それを実行しようと思うと、親、家庭の協力が得られないといけないし、納得も得られないといけないということで、3点ほど言いたいと思います。

まず一つは、丁寧な説明というか、先ほどガイドラインを作っちゃんと出してもらおうということまで書かないといけないということでしたけれども、これは御存じのように、政治的にも納得が得られないとそういうガイドラインも作れないし、強制だということになってしまうので、一つ目はどのぐらい中身を説明しているのかということ。メリットの説明と、あとは情報をリンクさせると、どこか一つから全部につながるわけですから、その情報管理はものすごく大事になってくるので、そういうところの説明をどのぐらいされていてらっしゃるのかということと、例えば研究会でどこまで丁寧に説明してこれを実行していくのかという議論がなされたのかどうか、そういうところを一つお聞きしたいです。それが一つ目です。

二つ目は、6ページに関わるのですけれども、連携の範囲のところ、これも納得を得るという意味で、6ページのところでも段階があると思うのです。既に学校には存在している情報が多いと思います。ただ、それをリンクさせていくとか、こういうものに使いますという、親が納得しないとそれをリンクさせていけないので、まずはこれぐらいだったらいいだろうみたいなものから始めて、ステップ、いろいろな関係者に意見を聞いても、まずはここまで集めましょうと、この項目のうちの第1段階はここまで集めましょう、第2段階はここまで集めましょうみたいな、重み付けみたいなものがあると思うので、そういうもので色分けをしながら、もちろん最後は全てのデータを連携させることが一番効果的だと思うのですけれども、ゴールを見据えて、いつまでにどのレベルのデータを連携させていくのか、そういう視点での議論をされるといいと思うのですが、そういうものがあったのか。

7ページのところにあるのは、まず一部の地域でやって、地域から全国に広げましょうというのはあると思うのですけれども、それよりも一部のデータから始めて、そのデータをいつまでに広げていきたいと思いますという画を描くのもいいと思いました。

3番目は、自治体の実態把握です。箕面市さんの例もありましたけれども、いろいろなところが試行錯誤していると思います。全国でどういうことが起きているのかという情報

を集めて、その情報からそれぞれの地域に合わせるというのは、子供の移動もありますから、効果的ではないと思います。だから、試行錯誤で見られたところから一番いいものを取り上げて、全体のガイドラインとか、制度設計をしていく。そういう視点も重要だと思いましたので、この研究会とか、今後の議論の中では、全国のどういう試行錯誤の中で本当に必要な人を見つけているのか、そのときにどういうデータを使っているのか、そういうところを整理されるのもいいのではないかと思います。

以上です。

○湯下次長 様々な議論が出ましたけれども、内閣府さんお答えできる範囲でお願いいたします。

○内閣府 たくさんの御指摘ありがとうございました。

入力の手間の話でありますとか、分析の話、改善していくべきではないかとか、いろいろありましたし、また、データの連携、あるいはもっと大きな視点等々もございましたので、御指摘を踏まえながら研究会をやっていきたいと思います。

最後、赤井先生からガイドラインの話がありましたが、まだこれから議論ということですが、おっしゃられた段階的にどのデータを使っていくとか、そういった視点もあろうかと思っておりますので、いずれにしましても、参考とさせていただきながら、また進めていきたいと考えております。

○湯下次長 ありがとうございます。

お時間の都合もございますので、続きまして、論点2、論点3につきましては、併せて議論をさせていただきたいと思っております。

論点2、地方自治体基幹業務システムにつきましては、先ほど御説明もありましたし、また、総務省さんで基金を設けて地方公共団体の取組を支援していると先ほどございましたし、本日は地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要につきましても、資料を配付させていただいております。

また、速やかな給付につきましては、口座登録法に基づく公的給付口座の活用につきまして、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに登録し、公的給付の迅速・確実な支給を実施するための制度が創設されておりました、関連の資料も配付されております。

このような形で、様々な制度につきまして、地方自治体からは使いやすい形という御議論がありますけれども、まず高島市長からコメントをいただければと思います。

○高島評価者 令和2年に特別定額給付金が国民に支給されて、これは各自治体、死ぬほど苦労したわけでありまして。そういった経験からすると、法律ができて、有事において迅速に給付できる仕組みづくりを実装可能にするものと認識しておりますので、これは大変

評価をしております。

ただ、ポイントは口座を登録できるという形になっているわけで、登録する人はプッシュ型で速やかに給付されるけれども、登録していない人はまた一つ一つ口座を確認して、非常に手間がかかる。逆に二重に手間がかかることになるわけです。ここは口座を登録するということを基本にして、例えば口座がない方とか、もしくは口座がつかれない方がいらっしゃれば、そういう方は特別にしっかりケアをしていくような形でしていったほうが、今後の有事に関して、プッシュ型を実現していく上でもスムーズに行くのではないかと思います。

もう一方で、情報漏えいのリスクについてなのですが、当然セキュリティを上げていくというのは、極めて重要である。ただ、どれだけセキュリティを高くしても、完璧ということはなかなか難しいわけであって、そういったことから考えると、不正アクセスについての厳罰化とか、こうしたことを同時に考えていくことも肝要だと思います。

私からは以上です。

○湯下次長 ありがとうございます。

宮田先生、お願いいたします。

○宮田参考人 ありがとうございます。

こういうデータベースだったり、データ利活用の話をするとき、プライバシーの問題があります。そのリスクをどうコントロールするかという話で、例えばEUとか、海外のシステムだと、エストニアという国は、誰がアクセスして、どの範囲のデータを使えて、それがどういう目的か、こういった透明性・追跡可能性を確保した上で、リスクだったり、権限をコントロールしています。そういうことも重要であろう。なので、安全か否かという話ではなくて、そういった運用も含めたことを視野に入れながら、こういったデータ連携を考えていくといいと思います。

その上で、これはデジタル庁さんに質問なのですが、高島市長が最初におっしゃった、システムをばらばらにつくることのコストだったり、あるいは今回、箕面市さんから出てきた要望があります。いわゆる市を越えた連携を実現しようとする、国全体でつながるようなシステムになっていく。今までは個別にシステムをつくって、ノウハウとシステムがそれぞれ独自ということで、結局つながらなくて、つなぐことに非常に大きなコストがかかってしまったのですが、共通部分をうまく作りながら、モジュールをつくり分けるといった形で、例えば箕面市の要望に応えるような形で、これからのシステムの実装というのは、こういったスケジュールで可能なのかということをお伺いしたいと思います。

○湯下次長 論点4にも関わりますが、デジタル庁さんから決意表明も含めて、御説明いただければと思います。

○デジタル庁 いろいろとありがとうございます。

今までいろいろ御議論がありましたように、資料で御説明しましたように、例えば地方システムの標準化ですとか、資料に出しましたマイナンバーカードのスマホ搭載、あるいは公的な給付口座の活用、こういったことを進めている。すなわち、デジタル庁では、ベースとなるような、あるいはインフラとなるような仕組みの整備を進めております。

あわせて、今後、ガバメントクラウドの整備なども進めていくことになっていきますので、こういったものを活用していただきながら、それぞれの情報をうまく活用していくということなのではないかと思っています。

特に子供の分野の情報に関しましては、これまでの議論にありましたように、様々な部局でいろいろな関係機関があつて、情報があるということですので、誰一人子供や家庭を取り残さないように、こうした情報を分野横断的にどうすれば最大限活用していけるか、どうすればプッシュ型の支援につなげていけるかというところを、デジタル庁の視点からも力を尽くしていきたいと思っています。

○湯下次長 どうぞ。

○亀井評価者 ありがとうございます。

今のデジタル庁さんの視点は非常に重要なところで、かつ先ほど山田政務官からもお話があつたのですけれども、これは去年の取りまとめにもたしか入つたと思うのですが、目指すべき枠組みとか、アウトカムをきちんと国民の皆さんと共有することがとても大事なのだと思います。

一方で、内閣府の資料を拝見していると、すみません、これはページ番号が書かれていないので、何ページかよく分からないのですけれども、データベースの項目の検討に当たつての課題というところに、子供の貧困対策の支援施策の多くは市町村が実施主体であり、自治事務である。全国の自治体の現場に活用していただくためには、負担感に配慮しつつもメリットを説明し、理解を得ながら進めていく必要がある。これは誰の負担感なのか。これは現場、学校とか、役所だと思つたのですけれども、あるいはメリットは誰にとってのメリットなのかというところが、正直ずれているという感じがいたします。

今、デジタル庁がおっしゃつていたところから考えると、今、御検討されているデータベースについても、先ほど大屋先生やほかの先生からもお話があつたように、アジャイルにしていくとか、そういったところを含めても、デジタル庁的な視点でやっていかないと、せつかくのデータベースも作つてはみたけれども、協力してくれた自治体が一部にあつてみたいなことになりはしないかというのが、率直な懸念です。

そういう意味では、デジタル庁さんにもう一步踏み込んでいただいて、内閣府をサポートしていただくことは必要なことなのではないかと思つますし、これは何を言っているか

というと、供給者視点ではデータベースは作れないのです。誰にとってどんな価値を生むのかということから逆算して考えていく。それはアジャイルにつくられる場合もあるかもしれないし、もともと設計的にできるかもしれないのですけれども、そこはもう少しデジタル庁さんにコミットいただくことも必要だし、自治事務だからできないとは言いながら、これは国がやらなければいけないことのひとつだと思いますので、そこは政務のお三方がいらっしゃると思いますので、しっかりコミットいただいて、自治事務だからというところはもちろんあるのだけれども、国が最低限の部分はきちんと担保する、メンテする、提供していく。そういう中で、自治体でより踏み込んで使うところもあれば、あまり使わないところもあるぐらいの感じにさせていただかないと、国民は安心して住めなくなると思いますので、そこはしっかりお願いをしたいと思います。

以上です。

○湯下次長 宮田先生、お願いいたします。

○宮田参考人 今、亀井さんがおっしゃっていたことに賛成で、具体的なユーザーのニーズだったり、今、何が求められているのか、こういった課題解決の中でこそ、デジタルのプラットフォームの在り方が見えてくるのです。

全体のガバメントクラウドから見ても、これは一つの課題なのかもしれないのですけれども、これまでの一律の給付型サービスから、多様な人たち、多様な課題、苦しみ、その中でまさにデジタル庁が言っている誰一人取り残さないということを考えてときに、日本の行政、世界にもつながると思うのですけれども、行政システムの新しい仕組みの非常に重要なひな形になると思います。なので、こういった事例の中で、デジタル庁の全体構想をつくるということが、いわゆるガバメントクラウド構想にとってもとても有益だと思います。

○湯下次長 大屋先生、どうぞ。

○大屋評価者 ありがとうございます。

繰り返しになる話も多いのですが、基礎的な情報をため込むという意味での自治体標準システムというのは、当事者が嫌だと言おうが、何とかしてやっていただかなければいけないところがあって、これは財政的インセンティブで頑張ってもらってくださということになります。

次に、先ほどの見守るべき子供を探し出すシステムみたいなところの話をする、これを動かすと、これまで学校現場の皆さんが分かってたことが分かるのです。先ほども申し上げましたけれども、気付いていなかったところが分かるというのはごく一部になるはずなので、それを動かすためにもものすごいデータを入力して、手間をかけてやるというと、

それはみんなげんなりするわけです。だけれども、例えばネット書店で普通に買物をしていて、いつの間にか、あなたはこれが好きだといって、こういうものがありますとお勧めされてくるシステムは、みんな抵抗感なく使います。そういう形で、先生方の日常業務をやっていると、そこから実はここに見落としがないですかみたいな警告が来る形で、溶け込んだ形で存在すると活用されるというか、使い始めてしまうように人間はなるのだと思います。

その意味で、性格が違うものに適切なコーディネートをしていくことが必要だと思うし、この辺りのシステムの性格の違いを熟知されているのがデジタル庁の方々だと思うので、その辺りを頑張ってサポートしていただきたいと思っています。

もう一点ですが、公的給付の支給等口座の話です。もし御存じの方がいたらということでお伺いしますが、始めてみてどのくらい効果があったか、楽になったかということについて、エピソード的でもいいので、何かお話があったら御紹介ください。

高島市長からも御指摘ありましたが、こういう自動化をやったときに一番まずいのは、デジタル化されているシステムとレガシーのシステムが併存することなのです。これまでのシステムでも大丈夫なのだけれども、こういうものがあります、新しく始めましたというと、二つシステムを維持しなければいけなくて、しかも、移行が全く進まなくて、手間だけかかるといった問題がしばしば生じます。もちろん絶対に移行できない、様々なトラブルを抱えている少数の方がいるので、そこは気をつけなければいけないのですが、大概はやってみたらできるとか、やってみたらこちらのほうが便利だったと喜ぶ方々なのです。

我々の世界でも、オンライン会議は嫌だと言っていた人が、コロナが始まったら、全員文句も言わずにオンラインで教授会に出てくるようになりましたので、そんなものなのです。

そういう形でシステムをデジタル側に基本的に統一して、それによってレガシーなシステムを廃止してしまっても、そこで浮いたお金で、どうしても移行できない方に特別なサポートを提供するというをやっても、帳尻は合うはずだと思うので、そういう形でデジタル化一本への移行を進めていくべきだと思いますし、それをいろんな形で政治もサポートしていただきたいと思うところであります。

私からは以上です。

○湯下次長 デジタル庁さん、お願いいたします。

○デジタル庁 ただいま口座情報登録法の関係で御質問をいただきました。口座情報登録法はまだ大部分が施行前になってございます。登録の部分につきましては、閣議決定されましたデジタル社会重点計画で、令和4年中に運用を開始する形になってございます。

それ以外の部分、一部の運用を開始している部分がございます、我々から提出させて

いただいております、子供を見守るためのデータ連携（公金受取口座登録法の概要）という資料がございますけれども、この2ページ目に記載してございます。公金受取口座登録法の中に特定公的給付という仕組みが一つございまして、こちらは感染症であるとか、経済の急激な変動であるとか、そういった場合に給付金を緊急に行うといった場合がございます。そういった場合に備えたものとして、内閣総理大臣が特定公的給付に指定した場合には、行政機関が保有している情報につきまして、給付金の事務ために取得・利用ができるということと、取得・利用した情報をマイナンバーで連携して、給付の対象者を特定していける、そういった仕組みがございます。

こちらにつきましては、既に利用実績がございまして、今年の5月に子育て世帯生活支援特別給付金というものがございました。また、6月にも新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金というものがございました。この2点について指定をさせていただきまして、我々が聞いているところだと、特別定額給付金のときは、自治体の事務等は非常に逼迫した状態だったという話でしたが、今、御説明しました2点につきましては、自治体の事務についてもスムーズに進んだといった話は伺っております。

以上でございます。

○湯下次長 ありがとうございます。

それでは、高島市長に取りまとめいただく間に、私からニコニコ動画に寄せられたコメントについて御紹介させていただきます。

児相と警察の情報共有は進んだが、学校とは共有できていない。

フォーマットをつくるのに1年以上は異常。

目的・目標を確定しないと、がたがたなデータベースになる。

学校は生活指導のために児童アンケートを取っているし、それを載せることで実現できそう等々、ほかにも多数いただいております。

それでは、そろそろお時間も押してきておりますので、高島先生から取りまとめをよろしく願いいたします。

○高島評価者 相当多岐にわたるお話が出たわけですが、全てが盛り込まれているかどうか、案文を読みたいと思います。

先般の各種給付金の支給に当たっては、関係機関の間でデータの連携が十分取られていなかったことにより、様々な非効率が生じることとなった。データ連携を進めるに当たっては、国民目線に立って、データ連携による効率化・効果を最も発揮する観点から、国と地方自治体、省庁間といった組織の枠を超えて施策やシステムを組み立てていくことが重要である。

去年の秋のレビューの指摘を踏まえて、内閣府がデータベースに関わる共通インフラの構築に向けた取組を推進していることは大変評価をする。この取組を着実に前進させるた

めに、先進的な地方自治体の例も参考にしつつ、一つは支援を必要とする子供を把握するために必要となるデータ、二つ目が連携を図るべきデータベース、三つ目が個人情報保護の解釈・運用上の問題を含めて、データを収集・連携する上でのボトルネックを特定し、スピード感を持って検討を進めるべきである。その際、内閣府、文科省及び厚労省は、データを収集・連携する上でのボトルネックの解消に向けて、連携して取り組むべきである。

それから、データベースの構築についてですけれども、今後進められる地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の取組との連携にも留意した工程表を策定し、計画的かつ着実に推進をするとともに、それによって集積した情報が地方自治体に利用しやすいものとなるようにすべきである。

以上のような取組を通じて、教育と福祉のより一層の連携を促進して、困っている子供、保護者にプッシュ型で支援を届けるぬくもりのある行政の成功事例を作り、行政におけるデータ連携の壁を乗り越える推進力にすべきである。併せて、デジタル庁及び総務省によるスマートフォンへのマイナンバーカードの機能の搭載など、国民がデータ連携のメリットを実感できることを最優先に推進すべきである。

このような観点から、内閣府、文科省及び厚労省による、一つがこれらの工程表の策定、二つ目が地方自治体における効率的なシステムの構築、三つ目が速やかな給付を実現するための取組、四つ目が支援を必要とする子供をよりの確に把握するために必要となるデータ群を探索する取組について、デジタル庁はユーザーである地方自治体の視点に立って、縦割りを廃する観点を踏まえつつ、データ連携システム構築の側面から支援すべきであるということで、網羅できていると思います。いかがでしょうか。

○湯下次長 どうもありがとうございます。

お時間がかかり押してしまっていて、最後は突貫で進めてまいりましたが、最後に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、大臣より終わりの挨拶をお願いいたします。

○牧島行政改革担当大臣 評価者の先生方、参考人の先生方、御関係者の皆様、ありがとうございました。

高島市長には、自治体の視点から、私たちにコメント、フィードバックをいただいたこと、感謝申し上げます。

そして、箕面市さんは先行した事例だと思っていますので、こうした先行自治体との協力というものは大変重要だろうと思います。その上で、ベースとなるプラットフォームをつくるのは誰かと言われれば、私たちでデジタル庁になるわけですから、私たちとしては大きな宿題をいただきました。ガバメントクラウドの話につながるものだと思います。

同時にデータを蓄積すればよいのではなくて、その上で継続的に開発もしていかなければならない、改造もしなければならぬ、まさにアジャイル的なアプローチが必要となれ

ば、ここもデジタル庁が得意としている分野ですので、引き続き関係省庁と連携を取りたいと思っています。

なお、小林副大臣と関係する副大臣との間で、データ、教育に関するもの、子供に関するものはプロジェクトチームを立ち上げることになっておりますので、引き続きこちらでも議論を深めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○湯下次長 ありがとうございました。

「子供を見守るためのデータ連携」のセッションは、これにて終了させていただきます。